

本人へ交付する源泉徴収票への マイナンバーの取扱い

毎月、マイナンバーのお話なのですが、マイナンバーについては、月々、取扱の変更がされているので、確認のために、今月もお話します。

1. 本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への本人番号の記載は必要ありません。

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、**行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）施行後の平成28年1月以降も、給与などの支払いを受ける方に交付する源泉徴収票等への個人番号の記載は行わないこととされました。**

なお、**税務署に提出する源泉徴収票などには、個人番号の記載が必要**ですので、注意してください。改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていました。これらの個人番号の記載が不要となる税務関係書類は以下のものです。（これらは、**給与などの支払いを受ける方に交付するものに限り**ます）

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・退職所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・特定口座年間取引報告書 等

2. 扶養控除等申告書の個人番号欄に「給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨の記載をすることで、個人番号の記載に代えることはできますか？

平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載する必要がありますので、その記載内容が前年以前と異動がない場合であっても、原則その記載を省略することはできません。しかし、給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「個人番号については、給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載した上で、給与所得者において、既に提供を受けている従業員等の個人番号を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等の個人番号の記載をしなくても差し支えありません。

所得税法における

寄附金控除（ふるさと納税）

今、おやりになっている方が多いと思います。ふるさと納税です。所長は中川町出身ですので、ふるさと納税をささやかに中川町にしておりますが、ここはなにも優待のないところです。ちょっと寂しいのですが、本人の考え方で、いいと思います。**ふるさと納税制度は、都道府県・市町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附額）のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度です。**

控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、**確定申告**をおこなうことが必要（原則）です。確定申告が不要な給与所得者について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続きの特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されています。（平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用）

これは、自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となります。

また、所得税については、寄附をした年分の所得から控除され、住民税については、寄附をした年の翌年に課税される税額から控除されます。

青春とは心の若さである。

信念と希望にあふれ、勇気にみちて、

日に新たな活動を続けるかぎり

青春は永遠にその人のものである。

松下幸之助の言葉



【編集後記】

11月8日の九州（大分）です。気温2度の札幌から、23度の大分へ行ってまいりました。もう、2度とは行けないと思いながら、日税連

の元指導研修部の方達（一部）との記念写真です。

帰ってきてから、所長は分刻みで動いています。今年もあと少しとなりました。段々年齢を重ねて行くなか、税法も難しくなりました。日々の勉強が欠かせません。今年もお世話になりました。来年もよろしく願いいたします。

日本政策金融公庫 普通貸付金利 1.25%~
経営改善貸付 1.15%

平成27年11月13日より